

桑名市教育委員会訓令第1号

局中一般

桑名市教育委員会職務権限規程及び桑名市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月23日

桑名市教育委員会教育長 加藤 眞毅

桑名市教育委員会職務権限規程及び桑名市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令
(桑名市教育委員会職務権限規程の一部改正)

第1条 桑名市教育委員会職務権限規程(平成16年桑名市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第13号中「並びに小・中学校長」を「及び学校長」に改める。

別表第2事務局の個別決裁事項1 教育総務課に関する事項の表中5の項を6の項とし、4の項の次に次のように加える。

5	学校その他教育施設の営繕に関すること。	重要	軽易	
---	---------------------	----	----	--

別表第2事務局の個別決裁事項2 新たな学校づくり課に関する事項の表を次のように改める。

2 学校再編推進課に関する事項

項目	決裁者		通知先
	部長	課長	
1 学校再編に関する事務連絡		○	

別表第2事務局の個別決裁事項3 学校教育課に関する事項の表3の項中「小・中学校」を「学校」に改める。

別表第2事務局の個別決裁事項4 教育指導課に関する事項の表3の項中「小・中学校」を「学校」に改める。

(桑名市教育委員会文書管理規程の一部改正)

第2条 桑名市教育委員会文書管理規程(平成16年桑名市教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表新たな学校づくり課の項を次のように改める。

学校再編推進課	教再
---------	----

別表中多度中小学校の項、多度東小学校の項、多度北小学校の項、多度青葉小学校の項及び多度中学校の項を削り、同表に次のように加える。

多度学園	多
------	---

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。